

(仮訳)

CCPR/C/JPN/CO/7

配布：一般

2022年11月30日

原文：英語

自由権規約委員会

日本の第7回定期報告に関する総括所見[※]

1. 自由権規約委員会は、日本の第7回定期報告¹を、2022年10月13日及び14日に開催された第3925回及び第3926回会合²において審査した。2022年10月28日に開催された第3944回会合において、本総括所見を採択した。

A. 序論

2. 委員会は、締約国が、簡易報告制度に同意したこと及び当該手続の下、報告前の質問リスト³に対する回答としての日本の第7回定期報告の提出に謝意を表明する。委員会は、本規約の規定を実施するために締約国が報告期間にとった措置に関し、締約国代表団と建設的対話を継続する機会を得られたことに謝意を表す。委員会は、代表団の口頭回答による回答及び書面で委員会に提供された補足情報に感謝する。

B. 肯定的側面

3. 委員会は、締約国によってとられた以下の立法的、政策的及び制度的措置を歓迎する。

- (a) 第5次男女共同参画基本計画の閣議決定（2020年）
- (b) 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」の成立（2019年）
- (c) 女性活躍・男女共同参画の重点方針の策定（2018年）
- (d) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の成立（2018年）

[※] 自由権規約委員会の第136会期（2022年10月10日－11月4日）に採択された。

¹ CCPR/C/JPN/7。

² CCPR/C/SR3295 及び CCPR/C/SR3926 参照。

³ CCPR/C/JPN/QPR/7。

- (e) 男女間の婚姻最低年齢を同じとした民法第731条改正（2018年）
- (f) 性犯罪に関する刑法の一部を改正する法律の成立（2017年法律第72号）
- (g) 「特定の犯罪類型における取調べの録音・録画の義務化」を含む取調べ実務に関する新たな要件を規定する刑事訴訟法改正（2016年）
- (h) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の成立（2016年）
- (i) 矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律の成立（2015年）

C. 主な懸念事項及び勧告

本規約が実施される機構的及び法的枠組み

4. 委員会は、締約国によって提供された本規約の規定に言及した裁判例並びに本規約及び委員会の一般的意見を通じた本規約の解釈を含む国際人権法に関する裁判官及び弁護士に提供された継続的な研修に関する情報に留意する。しかし、法執行機関関係者、治安関係者、市民社会関係者及び一般公衆に対して、本規約及び国内法におけるその適用可能性について継続的な研修及び啓発を行う取組に係る具体的な情報が不足していることを引き続き懸念する。また、委員会は、本規約の第一選択議定書の締結を真剣に検討するとの締約国による度重なるコミットメントを認識する（第2条）。

5. 委員会は、前回の勧告⁴を想起するとともに、締約国に対し、本規約及び国内法におけるその適用可能性について、裁判官、検察官、弁護士、法執行機関関係者、治安関係者、市民社会関係者及び一般公衆に対する継続的な研修及び啓発を提供するための取組を続けることを求める。また、締約国は、国内法秩序において本規約を完全に実施し、国内法が本規約上の義務に適合するように解釈され適用されることを確保すべきである。さらに、締約国は、本規約の下で保護される権利の侵害に対して有効な救済措置が利用可能であることを確保すべきである。締約国は、委員会による個人通報の検討を規定する本規約の第一選択議定書の締結を視野に入れ、更なる措置をとるべきである。

国内人権機構

6. 委員会は、独立した国内人権機構の設置に関する継続中の議論について締約国によって提供された情報を認める一方、提供された情報が曖昧で一般的な性質のものであり、人権の促進と保護のための国内機構の地位に関する原則（パリ原則）に沿った機関の設置に向けた明確な進展がないことを遺憾に思う

⁴ CCPR/C/JPN/CO/6, para. 6 及び CCPR/C/JPN/CO/5, para. 7。

(第2条)。

7. 委員会は、前回の勧告⁵を繰り返し、締約国に対し、優先事項として、パリ原則に沿った独立した国内人権機構を設置し、同機構に対して適切な財政的及び人的資源を配分することを求める。

反差別の法的枠組み

8. 憲法第14条が全ての個人の法の下での平等を規定する一般的な反差別条項を含むことに留意しつつ、委員会は、本規約の規定に沿った包括的な反差別法がないことを依然として懸念する。委員会は、包括的な反差別法の成立に関する計画についての締約国からの情報が欠如していることを遺憾に思う(第2条、第20条及び第26条)。

9. 締約国は、同国の法的枠組みが、私的空間におけるものを含む、本規約で禁じられるあらゆる理由(皮膚の色、意見、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、出生又はその他の地位を含む)に基づくあらゆる形態の直接的、間接的、複合的な差別に対し、適切かつ実効的で実質的かつ手続的な保護を確実に与えるよう、また、差別の被害者が実効的で適切な救済に確実にアクセスできるよう、包括的な反差別法を成立させることを含め、必要なあらゆる措置をとるべきである。

性的指向及びジェンダーアイデンティティに基づく差別

10. 委員会は、性的指向及びジェンダーアイデンティティに基づく差別と闘い、平等な扱いに関する意識を高めるために締約国がとった措置に留意する。それでもなお、性的指向及びジェンダーアイデンティティに基づく差別を明確に禁止する法律がないことを懸念する。さらに、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル及びトランスジェンダーの人々が、特に公営住宅、戸籍上の性別の変更、法的結婚へのアクセス及び矯正施設における処遇において差別的な扱いに直面しているとの報告を懸念している(第2条及び第26条)。

11. 委員会の前回の勧告⁶に沿い、締約国は以下のことをすべきである。

- (a) レズビアン、ゲイ、バイセクシャル及びトランスジェンダーの人々に対する固定観念及び偏見と闘うための啓発活動を強化すること。
- (b) 同性カップルが、公営住宅へのアクセス及び同性婚を含む、本規約にうたわれた全ての権利を、締約国内で享受できるようにすること。

⁵ CCPR/C/JPN/CO/6, para.7 及び CCPR/C/JPN/5, para.9.

⁶ CCPR/C/JPN/CO/6, para. 11.

- (c) 生殖腺や生殖腺能力の喪失を含む性別適合手術及び婚姻をしていないことを含む、性別変更を法的に認めるための不当な要件をなくすことを検討すること。
- (d) トランスジェンダーの被収容者の標準的な処遇として厳正単独拘禁が使われないよう、「性同一性障害等を有する被収容者の処遇指針について」（2015年）及びその実施の見直しを含め、矯正施設におけるレズビアン、ゲイ、バイセクシャル及びトランスジェンダーの被収容者の公正な処遇を確保するための必要な措置をとること。

ヘイトスピーチ及びヘイトクライム

12. 2016年の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）及び「部落差別の解消の推進に関する法律」の成立並びに教育及び啓発キャンペーンを通じたヘイトスピーチ解消のための取組等、差別及びヘイトスピーチと闘うために締約国がとった措置を歓迎する一方、委員会は以下を懸念する。

(a) デモ、街頭抗議及び政治演説（中には選挙運動名目で実施されているものもある）を通じ、差別を煽り立てている組織、政治団体及びメディアプラットフォームによるものを含む、特に中国人、部落の人々、琉球の人々、及び他の少数者及び先住民グループ、とりわけ、韓国・朝鮮人及び韓国・朝鮮系日本人を標的とする少数者及び外国人に対するオンライン及びオフラインでの人種差別的言説の広がりが続いていること。

(b) 締約国が、ヘイトスピーチ、ヘイトクライム、差別扇動行為を明確に犯罪化するための措置をとっておらず、人種差別的な動機は、裁判官による量刑の判断に当たり加重事由となり得るとのみ位置付けられていること。

(c) 現行法が、被害者に対して十分な救済を与えていないこと（第2条、第19条、第20条、第27条）。

13. 委員会は、前回の勧告⁷を繰り返し、締約国に対して以下を要請する。

(a) 出身にかかわらず全ての人に対する差別的な言動を対象とするようヘイトスピーチ解消法の適用範囲の拡大を検討すること。

(b) 本規約第19条及び第20条並びに意見及び委員会の一般的意見34（2011年）に従い、ヘイトクライムの個別の定義及び禁止を導入するため、また、性的指向及びジェンダーアイデンティティを含む、本規約で禁じられるあらゆる差別の理由に基づくオンライン及びオフラインのヘイトスピーチの行為を明示的に犯罪化するための刑事法の改正を検討すること、ヘイトクライムやヘイトスピーチの通報を奨励し、包括的な細分化されたデータ収集システム

⁷ CCPR/C/JPN/CO/6, para. 12.

の確立を通じたものも含めてそのような犯罪が特定及び登録されることを確保すること。

(c) 特に、法執行機関関係者、検察官及び司法関係者に対する研修を強化し、一般公衆の多様性への配慮及び尊重を促進する啓発キャンペーンを実施することにより、民族的・宗教的少数者並びにレズビアン、ゲイ、バイセクシャル及びトランスジェンダーの人々を含む脆弱な立場に置かれたグループに対する不寛容、固定観念、偏見及び差別と闘うこと。

(d) ヘイトクライム及びヘイトスピーチに関する法執行機関関係者の捜査能力を強化し、全ての事件が適正な手順に従って捜査され、加害者が責任を問われ、被害者に十分な補償へのアクセスがあるようにすること。

ジェンダー平等

14. 委員会は、男女の婚姻最低年齢を同じとした民法第731条改正及び離婚後の女性の再婚禁止期間を6か月から100日に短縮した民法第733条の改正など、ジェンダー平等の分野でとられた措置をそれぞれ歓迎する。また、委員会は、2022年2月に、女性の離婚後の再婚禁止期間を廃止するための法案の概要が提案された旨の締約国から提供された情報を歓迎する。しかし、委員会は、夫婦が同じ氏を持つことを求め、実質的にはしばしば女性に夫の氏を名乗ることを強いている第750条を含め、民法上の規定が引き続き男女間の不平等を助長する可能性があることを引き続き懸念する。2018年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立したこと及び2020年に「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されたことに留意しつつ、委員会は行政・司法のあらゆるレベルの意思決定職や民間セクターの意思決定機関に女性が不足していることを引き続き懸念し、部落の女性、アイヌの女性、在日韓国・朝鮮人の女性など少数者の女性の参画に関して入手可能な情報が欠如していることを遺憾に思う（第2条、第3条、第23条、第26条）。

15. 前回の勧告⁸に沿って、締約国は以下のことを実施すべきである。

(a) 社会と生活のあらゆる領域において、男女間の実質的平等を確保するための取組を強化し、特に、行政・司法のあらゆるレベル及び民間セクターにおいて、少数者及び先住民の女性を含む女性参画を増やすための具体的な方策をとること。

(b) 家族及び社会におけるジェンダーの固定観念と戦うことを目的として、「第5次男女共同参画基本計画」の実施、また、実質的なジェンダー不平等を回避するための法の正しい解釈を確保するための情報及び唱道キャンペーンなどを通じて、国民の意識を高めるための戦略を強化すること。

⁸ CCPR/C/JPN/CO/6, para. 8 及び 9。

(c) 社会における女性と男性の役割に関する固定観念と戦い、法の下での平等に対する女性の権利の侵害を正当化するためにそのような固定観念が使用されないよう、民法第733条及び同第750条の改正を含め、取組を継続すること。

テロ対策

16. 委員会は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律が、その範囲を広く定め、テロや組織的犯罪とは無関係と思われる犯罪を含む277の行為を犯罪化していることを懸念する。また、委員会は、同法が表現の自由、平和的な集会の権利及び結社の自由といった本規約にうたわれている基本的権利を不当に制限するものとなり得、また、自由と安全に対する権利及び公正な裁判を受ける権利の侵害につながり得ることも懸念する（第4条、第9条、第14条、第17条、第19条、第21条及び第22条）。

17. 締約国は、テロや組織犯罪と無関係な行為の犯罪化を排除するよう、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律を改正することを検討すべきである。また、同法の適用が本規約の下の権利を不当に制限しないことを確保するために、適切な保護措置及び予防措置を採用すべきである。

性的及び家庭内暴力を含む女性に対する暴力

18. 委員会は、2017年6月に性犯罪に関する刑法が改正され、強制性交等罪が、行為者及び被害者の性別を問わず適用されること、他の形態の性交を含むものとなったこと及び被害者の告訴がなくても性犯罪を起訴し得るようになったことを歓迎する。また、家庭内及び性的暴力の被害者のために整備されている保護措置に関して得られた情報や、刑法に明示的に言及はされていないものの、配偶者間の強制性交等も法律上罰せられ得ることにも留意する。しかし、委員会は、法執行機関関係者の意識及びジェンダーに配慮した十分な研修の不足が、女性、特に移民の性的及び家庭内暴力の被害者の虐待及び再被害につながっているとの報告、並びに女性に対する暴力事件を捜査し、また女性の失踪事件を調査する当局の努力が最小限であるとの報告を懸念する。さらに、被害者が利用できる援助及び支援が限られているとの報告を懸念する。委員会は、女性に対する暴力に関する細分化されたデータの不足及び締約国が性交同意年齢の13歳以上の年齢への引き上げに向けて何ら進展させていないことを遺憾に思う（第2条、第3条、第6条、第7条、第26条）。

19. 前回の勧告⁹に沿って、締約国は、女性及び女兒に対するあらゆる形態

⁹ CCPR/C/JPN/CO/6, para. 10.

の暴力を防止し、闘い、根絶するための取組を強化すべきである。特に、以下の必要な措置をとるべきである。

(a) 法執行機関関係者、検察を含む司法、出入国在留管理庁、その他関係する国の部局及び一般公衆に対する家庭内暴力対策に関する研修、教育及び啓発プログラムをさらに強化すること。

(b) 被害者による申告を促進及び奨励し、失踪事件を含む女性と女兒に対するあらゆる暴力行為が迅速、徹底的及び公平に調査されること、調査中に被害者の再被害を避けるための措置がとられること、加害者が起訴され罰せられること、また、被害者が十分な補償を受けることを確保すること。

(c) 全ての被害者が、在留資格にかかわらず、迅速かつ十分な援助、支援サービス及び保護を提供されることを確保すること。

(d) 保護を確保する対策を効果的に講じるため、人種又は種族的出身によって細分化された女性に対する暴力に関する統計データ収集のための信頼できる制度を確立すること。

(e) 一日も早く性交同意年齢を引き上げること。

生命に対する権利並びに拷問及びその他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰の禁止

20. 委員会は、締約国が死刑を廃止し、又は死刑対象犯罪の数を限定するための措置をとっておらず、またその意図もないことを遺憾に思う。また、19ある死刑対象犯罪のいくつかは、死刑を「最も重大な犯罪」に限定するという本規約の要求を満たしていないこと及び死刑確定者が、執行までに最長で40年という長期間厳正単独拘禁に置かれ、侵害的なビデオ監視下に24時間置かれていることに懸念を抱いている。また、死刑確定者とその家族の精神的安全及び「心情の安定」を守るために、死刑執行日の事前通知を拒否しており、当該方法は「やむを得ない」とする締約国の主張を懸念をもって留意する。さらに、委員会は、再審請求の慎重な見直しに関して提供された情報に留意しつつ、再審請求が行われている間に執行された死刑が複数あるとの報告を深く懸念する。また、死刑事例における義務的な再審査制度がないこと及び死刑確定者の精神状態を把握するための独立した仕組みがないことも懸念する（第2条、第6条、第7条、第9条、第14条）。

21. 委員会の一般的意見36（2018年）を留意するとともに、前回の勧告¹⁰に沿って、締約国は以下のことを実施すべきである。

(a) 死刑の廃止を検討し、世論を動員するための適切な啓発措置を通じるなどして、死刑廃止が望ましいことを必要に応じて、国民に周知すること、また、

¹⁰ CCPR/C/JPN/CO/5, para. 16-17 及び CCPR/C/JPN/CO/6, para. 13。

それまでの間、死刑執行の一時停止制度を設けることを検討し、優先事項として、死刑対象犯罪の数を減らし、本規約に従って死刑に処すのは最も重大な犯罪に厳格に限定することを確保すること。

(b) 死刑執行に備える機会がないことによる精神的苦痛を軽減する観点から、死刑確定者及びその家族に対し、予定されている執行日時に関する妥当な事前の通知を与えること、長期の厳正単独拘禁を行わないこと並びに死刑確定者に対する24時間のビデオ監視を厳密に必要な時及び可能な限り短期間のみ使用することにより、死刑確定者の収容体制が、残虐、非人道的若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰にならないよう確保すること。

(c) 再審あるいは恩赦の請求に執行停止効果を持たせ、独立した仕組みで死刑確定者の精神状態を把握することを確保し、再審請求に関する死刑確定者と弁護士との間の全ての面会に厳格な秘密交通権を保障する、死刑事例における義務的かつ実効的な再審査制度を創設すること。

(d) 死刑廃止を目的とする、本規約の第二選択議定書の締結を検討すること。

22. 委員会は、福島における原子力災害によって国内で避難者となった全ての人に対して、「自主的」「強制的」の区別なく支援を行うとの締約国による確認を歓迎するが、福島において締約国によって被ばくレベルが高く設定されていること及びいくつかの避難指示区域の解除の決定により、人々を高度に汚染された地域に戻らざるを得なくしている状況を引き続き懸念する。また、避難指示区域外に暮らす避難者に対する住宅の無償提供の終了及び自らの土地に戻ることを決めるかどうかにかかわらず、実際には全ての国内避難者が必要な支援を受けられるように実施された措置に関する情報が欠如していることを懸念している。さらに、委員会は、災害後、福島で甲状腺がんと診断された、又は罹患の疑いのある子どもが多数いるとの報告に懸念を抱いている（第6条、第12条、第19条）。

23. 前回の勧告¹¹に沿って、締約国は以下のことを実施すべきである。

(a) 福島における原子力災害によって影響を受けた全ての人々の生命を保護し、放射線レベルが住民を危険にさらさない場合にのみ、汚染地域の避難指示区域の指定を解除すること。

(b) 放射線レベルを引き続き監視し、その情報を影響を受けている人々に対し時宜を得て公表すること。

(c) 「自主的」「強制的」避難者としての区別や、自らの土地に戻ることを決めるかどうかにかかわらず、全ての国内避難者が、避難指示区域外に住む避難者のための無料住宅支援の再開を含め、必要なあらゆる財政、住宅、医療、そ

¹¹ CCPR/C/JPN/CO/6, para. 24.

の他の支援にアクセスできるようにすること。

(d) 福島原子力災害により放射線を被ばくした者の健康影響について、子どものがんの有病率との相関性との関係を含め、評価を続けること、また、子どもを含む放射線を被ばくした者全員に対し、無料、定期的及び包括的な健康診断の提供を検討すること。

身体的自由及び安全、自由を奪われた者の処遇

24. 委員会は、締約国から提供された、非自発的入院を決定するための厳格な手続に関する情報及び個人の治療や退院について命令を出すことができる独立した精神医療審査会による全ての入院中の知的及び精神障害者の審査に関する情報に留意する。ただし、委員会は、精神科施設における入院が増加しているとの報告を懸念する。また、障害者虐待に対処するための締約国の努力を認める一方で、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が医療機関で起こる虐待を含まないことを懸念する（第7条、第9条、第10条）。

25. 委員会の前回の勧告¹²に沿って、締約国は以下のことをすべきである。

(a) 知的及び精神障害者のための地域社会に基づいた又は代替となるサービスを提供するための努力を継続すること。

(b) 強制入院が、必要最小限の期間で、最後の手段としてのみ課されること、また自傷・他害防止のために必要な場合にのみ、かつ相応とされる程度でのみ課されることを確保すること。

(c) 全ての障害者の事情を知らされた上での自由な同意を尊重し、権利を保護するために、法的支援及びその他あらゆる必要な支援を含む保護措置を確保すること。

(d) 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の対象に医療機関を含めるよう、対象を拡大することを検討するなど、公的及び民間の精神医療機関において、障害者に対する全ての形態の虐待を監視、防止及び根絶するための努力を強化すること。

(e) 関連する全ての医療サービス提供者及び機関において、虐待に対する効果的な調査と処罰を保証し、被害者及びその家族に十分な補償を提供すること。

26. 勾留制度に関して締約国から提供された情報に留意する一方、委員会は、自由を奪われた当初から保釈の権利及び国選弁護人選任の権利の尊重がないこと、及び締約国が起訴前保釈制度は不要であると表明していることを引き続き懸念する。また、勾留の延長及び再延長の請求が高い確率で認められることが

¹² CCPR/C/JPN/CO/6, para. 17.

ら、国内法に定められた期間を超えて起訴前勾留が行われているとの報告や、依然として実務上、取調べの実施に関する厳格な規制がなく、取調べの録音・録画が義務付けられている範囲が限定的であるとの報告を懸念する。さらに、委員会は、特に長期間にわたる厳正単独拘禁の使用及び被収容者の十分な医療サービスへのアクセスの不足、弁護士へのアクセス及び家族との連絡といった手続保障の否定、投票権の否定といった収容状況を引き続き懸念する（第7条、第9条、第10条、第14条、第25条）。

27. 前回の勧告¹³に沿って、締約国は、逮捕又は勾留された者が、自由を奪われた当初から、本規約第9条及び第14条にうたわれている全ての基本的な法的セーフガードを実際に享受すること、また、弁護士へのアクセス、家族との連絡権及び必要時の医療の提供などに関して、拘禁が国連被拘禁者処遇最低基準規則（ネルソン・マンデラ・ルールズ）に完全に適合したものであることを保証するために必要な措置をとるべきである。また、以下のことをすべきである。

(a) 取調べは、正式な逮捕前も含めて全て録音・録画され、全ての刑事事件で取調べの録音・録画が適用されるよう、十分な考慮がなされるようにすること。

(b) 過剰な勾留期間を防ぐため、起訴前勾留の所定期間が尊重されるようにすること。

(c) 起訴前勾留期間においては、保釈等の非拘束的な、勾留の代替手段が十分に検討されるようにすること。

(d) 再勾留された被勾留者の厳正単独拘禁が、最後の手段として使用されるとしても、許容されるその合計期間の長さを見直し、更に削減し、必要に応じて代替措置を策定すべく、厳正単独拘禁による効果を定期的に評価すること。

(e) 都道府県公安委員会から独立し、また取調べ中の拷問及び虐待の申立てを速やかに、公正かつ実効的に調査する権限を有する不服審査メカニズムを利用できるようにすること。

(f) 委員会の一般的意見25（1996年）を踏まえ、有罪判決を受けた受刑者に投票権を与えない法律の見直しを検討すること。

奴隷制、隷属、人身取引の撤廃

28. 委員会は、「慰安婦」に対する人権侵害への対処に向けた取組に関して締約国から提供された情報に留意する。しかし、委員会は、締約国が、委員会のこれまでの勧告に関して進展がなく、本規約に従った、被害者の人権に対する継続的な侵害に対処する義務を拒否し続けていることを遺憾に思う。また、

¹³ CCPR/C/JPN/CO/6, para. 18.

加害者の刑事捜査と訴追が行われていないこと及び過去の人権侵害の全ての被害者に対する効果的な救済と十分な補償が行われていないことを遺憾に思う（第2条、第7条及び第8条）。

29. 委員会は、前回の勧告¹⁴を繰り返し、締約国に対し、以下を確保するため即時かつ効果的な立法・行政措置をとるよう求める。

(a) 戦時中に日本軍が「慰安婦」に対して行ったとされる人権侵害の全ての申立てが、効果的、独立的かつ公平に調査され、入手可能な全ての証拠が開示され、加害者が訴追され、有罪であれば処罰されること。

(b) 他国出身の被害者を含む全ての被害者とその家族に対する、司法へのアクセス及び十分な補償。

(c) 教科書での十分な言及を含む本問題に関する教育及び被害者を中傷し又は当該案件を否定するあらゆる企てへの強い非難。

30. 委員会は、締約国によって提供された人身取引と闘う取組に関する情報に留意し、これを歓迎しつつ、有罪判決の多くが執行猶予付き又は軽微な罰金刑に処するものであり、行為の重大性に見合った刑罰が欠如していることを懸念する。技能実習制度に関して、委員会は、労働搾取目的の人身取引及びその他の労働法令違反の可能性に対する予防措置としての実地検査の数の増加に関して提供された情報を歓迎するが、同制度の下で強制労働が存続しているとの報告を引き続き懸念する（第2条、第7条及び第8条）。

31. 前回の勧告¹⁵に沿って、締約国は以下の取組を継続すべきである。

(a) とりわけ、強制労働の被害者について、また、技能実習制度下などにおいて、被害者認知手続を強化し、労働基準監督官を含む全ての法執行機関関係者に対し、専門的な研修を提供すること。

(b) 独立した苦情申立制度を設置し、あらゆる形態の人身取引を効果的に捜査し、加害者を訴追し、有罪の場合には、技能実習制度下におけるものを含む労働搾取目的の人身取引やその他の労働法令違反の事案を含め、犯した行為の重大性に見合った刑罰を科すこと。

難民・庇護申請者を含む外国人の処遇

32. 委員会は、難民及び庇護申請者を含む外国人の処遇に関する締約国の回答に留意し、収容施設における処遇改善計画の進展に関する情報及び送還の予定日を裁決告知の送達後少なくとも2か月後とするための退去強制手続の変更

¹⁴ CCPR/C/JPN/CO/6, para. 14.

¹⁵ CCPR/C/JPN/CO/6, para. 15 及び 16.

を歓迎する。委員会は、締約国が、收容代替措置を規定し補完的保護対象者の認定制度を導入するために出入国管理及び難民認定法改正の可能性を検討していることを関心をもって留意する。また、委員会は、締約国が長期收容を回避するための措置を検討する意思があることを示していることを歓迎する。しかし、2017年から2021年の間に3人の被收容者が死亡するなど、收容施設内での体調不良による苦痛や、在留資格や査証を失い、働いたり、収入を得たりする選択肢がない仮放免者の不安定な状況に関する憂慮すべき報告について、引き続き懸念する。委員会は、難民認定率の低さについての報告にも懸念している（第7条、第9条、第10条、第13条）。

33. 前回の勧告¹⁶を考慮し、締約国は以下のことをすべきである。

- (a) 国際基準に沿った包括的な庇護法令を早急に採用すること。
- (b) 移住者が、不当な扱いの対象とならないことを保障するために、国際基準に沿った、適切な医療支援へのアクセスを含む收容施設における処遇についての改善計画の進展を含め、あらゆる適切な措置をとること。
- (c) 「仮放免」中の移住者に必要な支援を提供し、収入を得るための活動に従事する機会を設けることを検討すること。
- (d) ノン・ルフールマン原則が実際に尊重され、国際的保護を求める全ての人々が、否定的な決定に対し、停止効果を有する独立した上訴メカニズムを利用する機会を提供すること。
- (e) 收容代替措置を創設し、入管收容の最長期間の導入のために取り組み、また、收容が、最短の適切な期間であり、かつ、收容代替措置が十分に検討された場合にのみ行われることを確保し、また移住者が收容の合法性を決定し得る裁判所に、効果的に訴訟手続をとることができることを確保するための措置を講じること。
- (f) 本規約及び他の適用可能な国際基準に基づく庇護申請者の権利の完全な尊重を確保するために、国境警備職員及び入国管理職員の十分な研修を保証すること。

プライバシーの権利

34. 委員会は、警視庁から個人情報が出た個人に対する補償を行う努力に関して締約国から提供された情報を歓迎し、デジタル改革関連6法及び個人情報保護委員会の役割に関連して提供された情報に留意する。しかし、監視の権限が広範囲に及んでいること、独立した司法的監督がないことを含む、監視、傍受活動及び個人情報へのアクセスという形でプライバシーの権利が恣意的に干渉されることに対する保護措置が十分でないことを懸念する（第17条）。

¹⁶ CCPR/C/JPN/CO/6, para. 19.

35. 締約国は、データの保有及びアクセス、監視及び傍受活動に関する規制を本規約、特にその第17条に適合させ、合法性、比例性及び必要性の原則の厳格な遵守を確保すべきである。締約国は、プライバシーの権利に対するいかなる干渉も、裁判所の事前承認を必要とし、効果的かつ独立した監視メカニズムの対象となること、及び影響を受ける者が、可能な場合には、自らが受けている監視及び傍受活動について通知を受け、濫用があった場合には実効的な救済にアクセスできることを確保すべきである。また、締約国は、濫用に関する全ての報告が徹底的に調査され、そのような調査が、正当な場合には、適切な処罰につながることを確保すべきである。

思想・良心及び宗教の自由並びに表現の自由

36. 委員会は、思想、良心及び宗教の自由並びに表現の自由についての権利に制限を課しかねない「公共の福祉」という曖昧かつ制限のない概念並びに特定秘密保護法に基づく秘密として指定可能な情報についての広範な定義及び秘密指定の一般的な前提条件について、改めて前回の懸念を表明する。委員会は、これまで放送免許の停止は行われていないとの締約国から提供された情報に留意しつつ、特定秘密保護法に規定された重い罰則並びに放送法及び電波法に基づいて政府に認められた放送事業者の業務停止に関する広範な権限が、ジャーナリスト及び人権擁護者の活動を萎縮させ、自己検閲に繋がることを懸念する（第18条、第19条）。

37. 委員会は、前回の勧告¹⁷を想起し、締約国に対し、以下の必要なあらゆる措置をとるよう求める。

(a) 「公共の福祉」を理由とする思想、良心及び宗教の自由又は表現の自由に対するいかなる制限も、本規約の中で許容される制限に沿っていることを確保するために、「公共の福祉」の概念を明確に定義すること。

(b) 特定秘密保護法及びその適用が本規約第19条の厳格な要件に適合することを以下の点を含め確保すること。秘密として指定できる情報の範囲が狭く定められること。情報を求め、受け及び伝える権利のいかなる制限も、国家安全保障に対する明確かつ特定可能な脅威を防止するためであり、適法性、比例性及び必要性の原則に適合したものであることを保障すること。また、何人も国家安全保障を侵害しない正当な公共の利益に資する情報の流布により処罰されないこと。

(c) メディアにおける意見の多様性を促進し、メディアとメディア関係者が国家の不当な干渉を受けずに活動できるようにすること。

¹⁷ CCPR/C/JPN/CO/6, para. 23.

(d) 放送・免許当局の独立性を確保すること。

(e) 独立したジャーナリスト及びメディア関係者がいかなる形態の脅迫からも効果的に保護されることを確保し、過激派に関する規定やその他規制を含む民事及び刑事規定を、公共の利益に関する事案についての批判的報道を抑圧する手段として使用することを控えること。

38. 委員会は、締約国において思想及び良心の自由が制限されているとの報告に懸念をもって留意する。学校の式典で、教師が国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する義務に従わないという消極的で非破壊的な行為の結果として、一部の者が最長6か月の停職処分を受けたことを懸念している。また、委員会は、式典中に生徒に起立を強制するために力が使われたとの申立てを懸念する(第18条)。

39. 締約国は、思想及び良心の自由の実効的な行使を保障し、これを本規約第18条の下で許容される狭義の範囲を超えて制限するようないかなる行動も慎むべきである。締約国は、法令と運用を本規約第18条に適合させるべきである。

平和的な集会の権利

40. 締約国から提供された情報に留意する一方、委員会は、利害関係者から受領した、特に国会に対する抗議及び沖縄における抗議に対する過剰な有形力の行使及び抗議者の記録、並びに抗議者及びジャーナリストの逮捕を含む、法執行機関関係者による抗議及びデモに対する正当化することのできない、また、不均衡な制限を示唆する情報を引き続き懸念する(第19条及び第21条)。

41. 本規約第21条に基づき、また委員会の一般的意見37(2020年)を踏まえ、締約国は以下のことをすべきである。

(a) 平和的な集会中の法執行機関関係者による過剰な有形力の行使や恣意的な逮捕・勾留の全ての申立てが、迅速、徹底的かつ公平に調査され、責任者が訴追され、有罪判決を受ければ処罰され、被害者が十分な補償を得ることを確保すること。

(b) 法執行機関関係者に、「法執行官による力および火器の使用に関する基本原則」及び「法執行におけるより致死力が低い火器に関する国連人権ガイドンス」に基づき、有形力の行使に関する十分な研修を提供すること。

(c) 私人による脅迫、威嚇、嫌がらせ及び攻撃からの平和的なデモ参加者、人権擁護者及び平和的なデモを取材するジャーナリストの保護を確実にすること。

少数者の権利

42. 2019年のアイヌ施策推進法成立に留意しつつ、委員会は、アイヌの人々に対する差別及び先住民グループとしてのアイヌの人々の権利の否定、先住琉球コミュニティ及びその権利に対する認識の欠如及び沖縄コミュニティが自らに影響を与える政策に関する意思決定に自由に参加する権利、伝統的な土地及び天然資源に対する権利並びに自らの子どもを自分たちの言葉で教育する権利が否定されているとの報告を引き続き懸念する。さらに、委員会は、差別的な政策の運用が、植民地時代から日本に居住し、国民的又は民族的少数者として認識されるべき在日韓国・朝鮮人とその子孫が、社会保障制度や政治的権利の行使から排除されるという結果をもたらしているとの報告を懸念する（第26条、第27条）。

43. 締約国は、アイヌ、琉球及び他の沖縄のコミュニティの伝統的な土地及び天然資源に対する権利を完全に保障する更なる措置をとり、アイヌ、琉球及び他の沖縄のコミュニティに影響を与えるあらゆる政策に関する意思決定に自由に参加する権利の尊重を確保し、可能な限りアイヌ、琉球及び他の沖縄のコミュニティの子どもたちへの自分たちの言葉による教育を促進すべきである。また、締約国は、植民地時代から日本に居住する在日韓国・朝鮮人とその子孫が、特に支援プログラムや年金制度を利用することを妨げている障壁を取り除くべきであり、在日韓国・朝鮮人とその子孫に地方選挙の投票権を認めるよう関連法の改正を検討すべきである。

児童の権利

44. 委員会は、特定の公式書式において婚外子を「嫡出でない子」と定義する用語の使用に関する締約国の説明に留意し、締約国がその用語の削除を検討し、結果、全ての児童の平等な権利を確保する意思があるとの代表団の主張を歓迎する。委員会は、改正児童福祉法に関して締約国から提供された情報に留意しつつ、裁判所の命令及び親の虐待の明確な証拠なしに、子が時に長期間にわたり家族から引き離されていることや、児童相談所において一時保護されていることに関する報告並びに裁判官が一時保護の令状を発付すべきかどうかを検討する申立手続において、親が自ら直接裁判所に申立てを起こすことができないとの報告を懸念する。また、本件について締約国が提供した回答を認める一方で、委員会は、国内及び国際的な「親による子の連れ去り」の頻繁な事例及び締約国による適切な対応の欠如に関する報告を懸念する（第17条、第23条、第24条）。

45. 締約国は、以下を実施すべきである。

(a) 自国の法律及び運用が本規約第24条を完全に順守するようにし、全て

の児童に対するあらゆる差別及び偏見を取り除くことを目的とした保護措置をとること。

(b) 法令を改正し、子を家族から引き離す明確な基準を設け、子の親からの引き離しが最後の手段としてのみ、子の保護と子の最善の利益のために必要な場合に、子と親の意見を聞いた上で、引き離しが適切かどうかを判断するために、全ての事例について義務的な司法審査を導入すること。

(c) 「親による子の連れ去り」の事例に適切に対応するために必要な措置を導入し、国内・国外事例を問わず、子の監護に関する決定が子の最善の利益を考慮し、実際に十分に実施されることを確保すること。

D. 普及とフォローアップ

46. 締約国は、司法、立法及び行政当局、国内で活動する市民社会及び非政府組織並びに一般公衆の間で、本規約でうたわれている権利の意識を高める観点から、本規約、第7回定期報告及び本総括所見を広く普及させるべきである。締約国は、定期報告書及び本総括所見が締約国の公用語に翻訳されることを確保すべきである。

47. 委員会手続規則75条(1)に従い、締約国は、2025年11月4日までに、上記パラグラフ7(国内人権機構)、パラグラフ33(難民及び庇護申請者を含む外国人の処遇)及びパラグラフ45(児童の権利)における委員会による勧告の実施に関する情報を提供するよう要請される。

48. 委員会の予測可能なレビューサイクルに沿って、締約国は報告書の提出に先立って2028年に委員会の事前質問票を受け取り、1年以内に第8回定期報告書を構成する回答を提出することが期待される。委員会はまた、報告書の作成にあたり、締約国に対し、同国で活動する市民社会及び非政府組織と広く協議するよう要請する。総会決議68/268に基づき、報告書の字数制限は21,200語である。締約国との次回の建設的対話は、2030年にジュネーブで行われる予定である。

(外務省注：訳文中の「締約国」は、日本を指す。太字部分は勧告部分。「主な懸念事項及び勧告」の件名には下線を付した。)

(了)